

# 立川市第2次地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)



令和7(2025)年1月

立川市

## 目次

<b>1 計画の基本的事項</b>	
1-1 計画改定の主旨	1
1-2 計画の目的	1
1-3 計画の対象範囲	1
1-4 計画の対象とする温室効果ガス	2
1-5 計画の期間	2
<b>2 前計画の進捗状況</b>	
2-1 温室効果ガス総排出量の推移	3
2-2 エネルギー起源二酸化炭素排出量の状況	4
2-3 再生可能エネルギーの導入状況	5
2-4 公用車の状況	5
<b>3 温室効果ガス排出量の削減目標</b>	
3-1 本計画の削減目標	6
3-2 目標達成のための管理指標	7
<b>4 削減目標達成に向けた取組</b>	
4-1 基本方針及び取組項目	8
4-2 削減目標達成に向けた取組	9
4-3 事務局の取組	15
<b>5 計画の進行管理</b>	
5-1 推進体制	16
5-2 進行管理	17
5-2 公表	17
<b>参考資料</b>	
対象組織一覧表	
対象施設一覧表	
計画の改訂履歴	
用語解説	

※本文中に\*の付いた語句は、用語解説に解説を記載しています。

# 1 計画の基本的事項

## 1-1 計画改定の主旨

本市では、「地球温暖化対策の推進に関する法律\*」（以下「温対法」という。）に基づき、本市の事務及び事業から排出される温室効果ガスを削減するため、平成 27（2015）年度に「立川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、具体的な取組を進めてきました。

令和 2（2020）年 6 月には、温室効果ガスの削減ビジョンを全庁が共有し、ビジョン達成に向けて組織的かつ具体的に取組んでいくため「第 2 期立川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下「前計画」という。）を策定するとともに、職場の省資源や省エネルギーまたごみ減量・リサイクルを推進する「エコオフィスパラン 21」を継続的に実施することで、温室効果ガスの削減に取り組んできました。

前計画の計画期間中に、地球温暖化に対する国や東京都などの政策は大きく変化しており、2050 年カーボンニュートラル\*への対応や気候変動への適応に向けた新たな政策を打ち出しています。

このような背景を踏まえ、改定された国の「地球温暖化対策計画\*」や「立川市第 3 次環境基本計画（立川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」と整合を図り、新たな削減目標や施策を定め、更なる温室効果ガスの削減の取組を推進するために「立川市第 2 次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下「本計画」という。）に改定するものです。

## 1-2 計画の目的

本計画は、「温対法」に基づき、本市の事務及び事業から排出される温室効果ガスを削減するための計画です。

なお、「エコオフィスパラン 21」は本計画内に統合して運用していくものとします。

## 1-3 計画の対象範囲

本計画は、本市のすべての事務事業を対象とします。

対象範囲とする組織や施設（指定管理施設等を含む）は、参考資料「対象施設一覧表」のとおりです。

## 1-4 計画の対象とする温室効果ガス

温対法第2条第3項に定める7種類の温室効果ガスのうち、本市の事務事業から排出される以下の4種類のガスを対象とします。パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素については、事務事業に伴う排出がないため、本計画の対象外とします。

温室効果ガス	主な排出源	地球温暖化係数※
二酸化炭素	燃料の燃焼、電気の使用等に伴い発生する。	1
メタン	燃料の燃焼、自動車の走行等に伴い発生する。	28
一酸化二窒素	燃料の燃焼、自動車の走行等に伴い発生する。	265
ハイドロフルオロカーボン類	カーエアコンの使用時等に発生する。	1,300 (HFC-134a)

※地球温暖化係数…二酸化炭素と比べて、他の温室効果ガスがどれだけ（何倍）温暖化に影響を与える能力があるかを示す数字

## 1-5 計画の期間

令和7（2025）年度を初年度とし、令和16（2034）年度を目標年度とする10年間とします。

令和11（2029）年度には、地球温暖化対策に関する社会経済情勢の変化や計画の進捗状況などを勘案し、中間の見直しを行うものとします。

なお、基準年度は、国の地球温暖化対策計画と整合を図り、平成25（2013）年度とし、中期目標を令和12（2030）年度、長期目標を令和32（2050）年度とします。

## 2 前計画の進捗状況

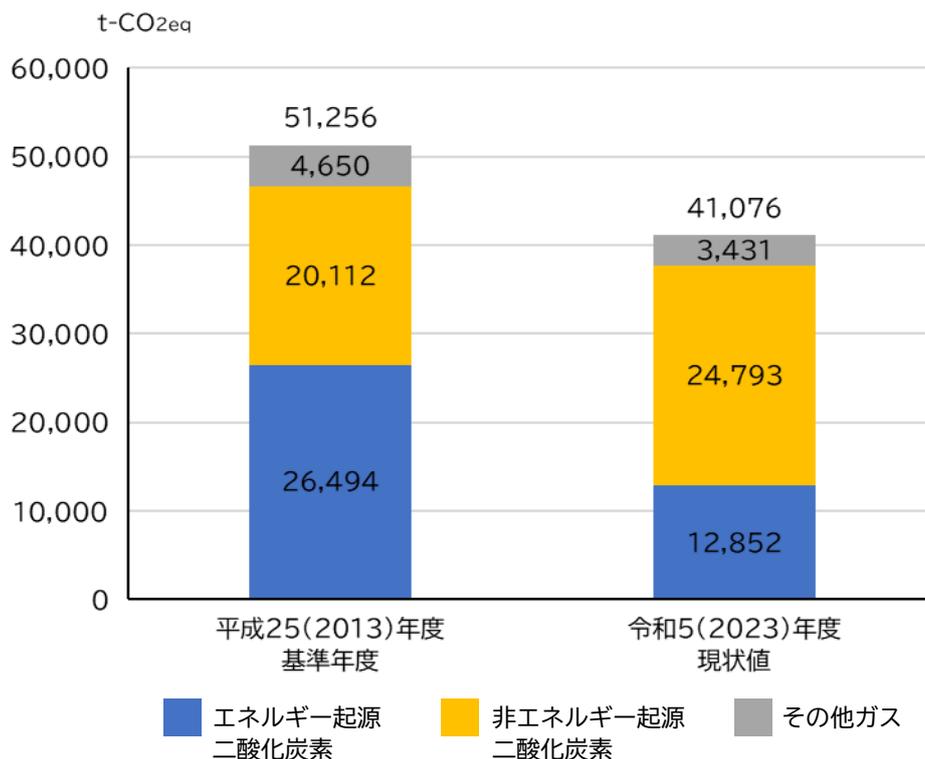
### 2-1 温室効果ガス総排出量の推移

本市の事務事業から排出される温室効果ガス排出量は、令和5（2023）年度において41,076 t-CO<sub>2</sub>eqとなっており、平成25（2013）年度の51,256t-CO<sub>2</sub>eqから19.9%の削減となります。

令和5（2023）年度の排出源別では、クリーンセンターにおける一般廃棄物の廃プラスチック類の焼却に伴う非エネルギー起源二酸化炭素が24,793 t-CO<sub>2</sub>eqと最も多く、次いで、公共施設における電力の使用や燃料の燃焼に伴うエネルギー起源二酸化炭素が12,852 t-CO<sub>2</sub>eqとなっています。

エネルギー起源二酸化炭素が平成25（2013）年度の26,494t-CO<sub>2</sub>eqから51.5%の削減となった大きな要因として、再生可能エネルギー由来の電力調達が進んだことがあげられます。

#### 本市の事務事業における温室効果ガス排出量の推移



- ・エネルギー起源二酸化炭素：燃料の燃焼、他者から供給された電気又は熱を使用した際に排出されるもの
  - ・非エネルギー起源二酸化炭素：一般廃棄物の焼却により発生するもの
  - ・その他ガス：メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類
- ※電力の排出係数\*は、調整後排出係数で算出した値

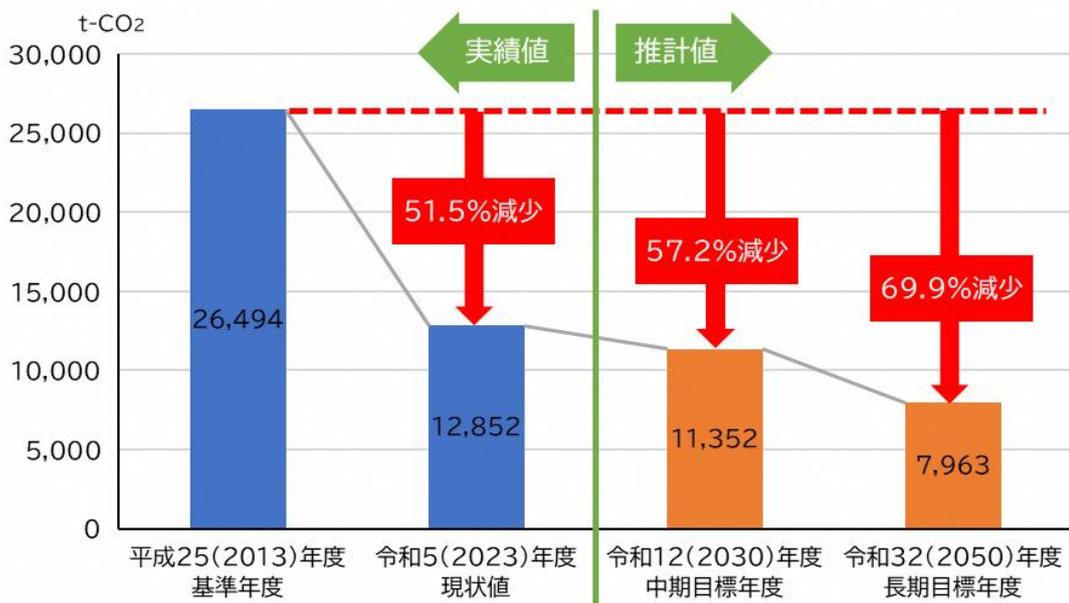
## 2-2 エネルギー起源二酸化炭素排出量の状況

### ① エネルギー起源二酸化炭素排出量の推移と将来予測

本市の事務事業から排出されるエネルギー起源二酸化炭素排出量は、令和5（2023）年度において12,852 t-CO<sub>2</sub>となっており、平成25（2013）年度の26,494 t-CO<sub>2</sub>から51.5%の削減となります。

現状の対策を継続した場合の将来排出量は、令和12（2030）年度で11,352 t-CO<sub>2</sub>と基準年度から57.2%の削減、令和32（2050）年度で7,963 t-CO<sub>2</sub>、69.9%の削減と予測されます。

#### 本市の事務事業におけるエネルギー起源二酸化炭素排出量の推移と将来予測

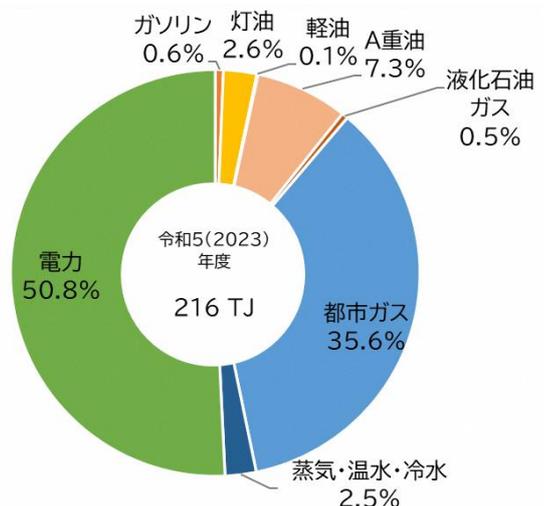


### ② 燃料種別エネルギー消費量の状況

本市の事務事業におけるエネルギー総消費量は、令和5（2023）年度において216 TJとなっています。

燃料種別では、「電力」による消費が最も多く50.8%、次いで「都市ガス」35.6%、「A重油」7.3%などとなっています。

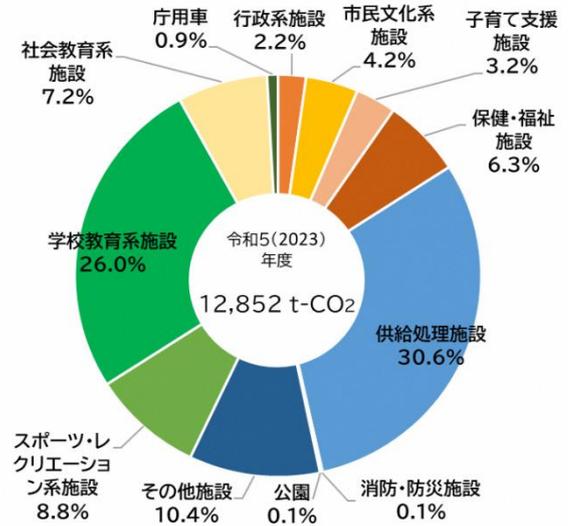
#### 燃料種別エネルギー消費量



### ③ 施設類型別エネルギー起源二酸化炭素排出量の状況

令和5（2023）年度における施設類型別のエネルギー起源二酸化炭素排出量は、クリーンセンターなどの「供給処理施設」が最も多く30.6%、次いで小中学校などの「学校教育系施設」26.0%、斎場や街路灯などの「その他施設」10.4%などとなっています。

施設類型別エネルギー起源二酸化炭素排出量



## 2-3 再生可能エネルギーの導入状況

令和5（2023）年度末現在における公共施設への再生可能エネルギー設備の導入状況は、「太陽光発電システム」が市役所本庁舎や学校給食共同調理場など13施設に合計で発電容量97kWが設置されています。

また、令和5（2023）年度末現在における公共施設の総電力消費量30,416千kWhのうち、44.9%にあたる13,652千kWhが再生可能エネルギー由来の電力調達となっています。

## 2-4 公用車の状況

令和5（2023）年度末現在における公用車は139台となっており、このうち電気自動車12台、プラグイン・ハイブリッド車4台、ハイブリッド車21台と26.6%が次世代自動車\*となっています。

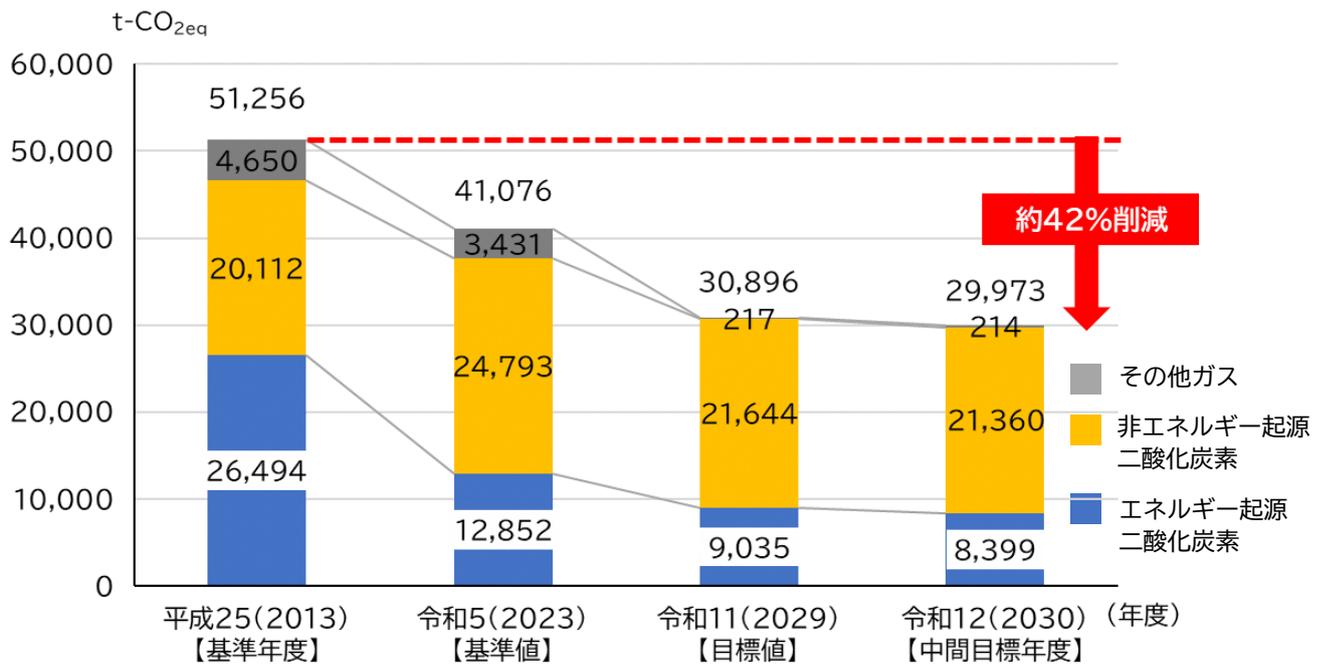
## 3 温室効果ガス排出量の削減目標

### 3-1 本計画の削減目標（案）

本計画では、脱炭素\*社会を見据えた将来像の実現に向けて、温室効果ガス排出量の削減目標を以下のとおり設定します。

#### 本市の事務事業における温室効果ガス排出量の削減目標

温室効果ガス排出量を令和12（2030）年度までに  
平成25（2013）年度比で約42%削減します。



※電力の排出係数は、調整後排出係数で算出した値

※非エネルギー起源二酸化炭素排出量の管理指標は「立川市第2次一般廃棄物処理計画」の削減目標に基づく

※令和6（2024）年度以降、立川市単独処理区の流域下水道への編入に伴い、旧錦町下水処理場からのし尿・汚泥処理に伴うその他ガス排出量は除外しています。

### 3-2 目標達成のための管理指標（案）

#### エネルギー起源二酸化炭素の管理指標

管理指標		単位	基準値 [R5(2023)年度]	目標値 [R11(2029)年度]	参考値 [R12(2030)年度]
1	エネルギー使用量 (床面積あたり)	GJ/千㎡	309	260	250
2	再生可能エネルギー設備を導入した 公共施設数（累計）	施設数	13	25	30
3	公共施設における再生可能エネルギー 設備導入容量（累計）	kW	97	530	600
4	公共施設におけるLED照明の導入 (累計)	施設数	32	200	200
5	公共施設における再生可能エネルギー 由来の電力の調達割合	%	44.9	49.2	50.0
6	公共施設におけるカーボン・オフセット 都市ガスの調達割合	%	0.0	35.0	40.0
7	公用車への次世代自動車の導入	%	26.6	29.5	30.0

一般廃棄物の焼却に伴う、非エネルギー起源二酸化炭素及びその他ガスについては、立川市第3次環境基本計画〈立川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）〉により削減を図っていくものとします。また、排出量については、毎年度、実績管理を行っていきます。

## 4 削減目標達成に向けた取組

### 4-1 基本方針及び取組項目

基本方針	取組項目
1. 再生可能エネルギーの利用拡大	(1) 公共施設における再生可能エネルギー設備導入拡大 (2) 公共施設における再生可能エネルギー由来の電力調達の推進 (3) グリーン電力証書の活用
2. 徹底した省エネルギー化の推進	(1) 建築物の省エネルギー対策の推進 (2) 設備・機器の保守・管理、効率的な運用の実践 (3) 省エネ性能の高い設備・機器への更新の推進
3. 公用車の次世代自動車への転換等	(1) 公用車の次世代自動車への転換 (2) 公共施設における電気自動車等充電設備の整備推進
4. 環境行動の推進・その他の取組	(1) 職員の環境行動の実践 (2) グリーン購入*の推進 (3) 2R+R*の推進 (4) 公共施設における木材利用の推進
5. 気候変動適応策の推進	(1) 自然災害対策の推進 (2) 健康被害対策の推進

## 4-2 削減目標達成に向けた取組

### 基本方針1

### 再生可能エネルギーの利用拡大

#### (1) 公共施設における再生可能エネルギー設備導入拡大

公共施設には、自然環境や生活環境への影響に配慮しながら、原則として太陽光発電等の再生可能エネルギーを導入します。太陽光発電設備導入容量については、公共施設の立地条件や建物形状等を勘案し、可能な限り導入容量の最大化を目指し、自家消費を積極的に推進します。

また、再生可能エネルギー、コージェネレーションシステム\*、電気自動車、蓄電池等を活用した、災害に強い自立・分散型エネルギーシステム\*の構築を検討します。

#### (2) 公共施設における再生可能エネルギー由来の電力調達の推進

公共施設における再生可能エネルギー由来の二酸化炭素排出係数の小さい電力調達を推進します。

また、再生可能エネルギー由来の電力調達のための方針を定めます。

#### (3) グリーン電力証書の活用

調達する電力にグリーン電力証書の活用を行うことで、国内の自然エネルギーの普及・拡大に努めます。

### 基本方針2

### 徹底した省エネルギー化の推進

#### (1) 建築物の省エネルギー対策の推進

公共施設において、断熱性能の向上や照明のLED化等、建築物の省エネルギー化を推進し、エネルギー消費量の削減を図ります。また、施設の新築、建替時には省エネ性能としてZEB\* Ready以上の実現を目指します。ZEB化が難しい案件については、可能な限りZEB実現に必要な技術を採用し、省エネ性能を高めます。

公共施設を改修する際には、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）」に基づく建築物の省エネ基準への適合義務などを踏まえ、環境に配慮した設計や資材、エネルギー効率の優れた空調設備や照明設備等の導入・更新を進めます。

## （2）設備・機器の保守・管理、効率的な運用の実践

施設を管理する所管課等は、保有する設備・機器について状況の把握や知識の習得を行ったうえで、管理・点検業者等と連携しながら定期的な保守・管理を実行し、効率良く使用することで消費エネルギーの削減に努めます。

### 設備・機器の運用改善例

項目	内容
熱源	冷温水出口温度の適正化
	熱源機の停止時間の電源遮断
空調	空調設備・熱源機の起動時刻の適正化
	空調設定温度・湿度の適正化
	全熱交換器の活用
給湯	給湯温度の適正化
照明	屋外照明の点灯時間の適正化
その他	省エネ診断やエコチューニング*の活用
	利用の少ない時間帯における昇降機（エレベーター等）の一部停止
	カーテンやブラインドの活用、グリーンカーテンの設置
	温水洗浄便座の設定温度の適正化

### コラム：設備・機器の保守・管理例

設備・機器の保守・管理は、エネルギー消費量の削減になります。委託先や指定管理者等が施設の維持管理を実施している場合でも、施設所管課としてエネルギー消費の効率化を考えることは重要です。具体的には以下のような取組みで削減することができます。

#### 例

フィルターに汚れやホコリが付着したまま空気のとおり道が塞がれ、エアコンの効きが悪くなり、結果的に余計な電力が消費されます。



定期的なフィルター清掃により、冷房時で約4%、暖房時で約6%の消費電力の削減になります。



エアコンのフィルター清掃

### (3) 省エネ性能の高い設備・機器への更新の推進

施設を管理する所管課等は、設備・機器の導入に当たってはエネルギー効率の高いものを導入していきます。設備・機器の更新時には、エネルギー使用量や設備投資によるイニシャルコスト・ランニングコストを比較し、温室効果ガスの排出量削減につながる効率的な設備・機器の優先的な導入に努めます。

具体的には、エネルギー効率を考慮した高効率機器の導入、設備・機器の小型化や最適化等の観点から設備・機器の選定を行い、更新前よりエネルギー使用量が増えることのないように努めます。

照明器具については、省エネの推進のほか、令和9（2027）年末で一般照明用の蛍光灯の生産と輸出入が禁止されることから、LED照明への積極的な切り替えを推進します。

#### 設備・機器の更新例

項目	内容
熱源	業務用コージェネレーションなど、エネルギー効率の高い熱源機への更新
	熱源機の台数制御システムの導入
	ポンプ・ファンのインバーター化
	高効率給湯器の導入
空調	エネルギー効率の高い空調設備への更新
	スケジュール運転・断続運転制御システムの導入
受変電	エネルギー損失の少ない変圧器への更新
	デマンド制御*の導入（ピーク電力の削減）
照明	LED照明など高効率ランプへの更新
	人感センサーの導入
昇降機	インバーター制御システムの導入
水道	節水コマの導入
	センサー式水栓の導入
その他	ノンフロン型冷蔵庫等の導入

## 基本方針3

## 公用車の次世代自動車への転換

## (1) 公用車の次世代自動車への転換

新たに調達する公用車は、原則として次世代自動車とします。

## (2) 公共施設における電気自動車等充電設備の整備推進

公用車の次世代自動車への導入にあわせて、電気自動車等充電設備のインフラ整備を推進し、最適なエネルギー補給システムの構築を図ります。

## 基本方針4

## 環境行動の推進・その他の取組

## (1) 職員の環境行動の実践

職務を遂行する際には常に環境に配慮した選択を心がけ、上司自らが率先して行動することで、職場の機運醸成を図り、職員全員が高い意識を持ち、事務事業の省エネルギー化を推進します。また、各施設等で使用されたエネルギー使用量を定期的に確認し、取組効果の検証を行います。

## 職員の環境行動の例

項目	内容
照明	照明を必要としない時間・場所における消灯を徹底します。
	点灯時間の適正化による照明使用時間の短縮に努めます。
空調	適正な温度管理を行うとともに、クールビズ・ウォームビズなど適切な服装を心がけます。
	エアコンの風量、風向は原則として自動とします。
	全熱交換器の換気運転時間・回数を適切に管理します。
事務機器	スリープモードの活用や長時間使用しない場合には電源を OFF にするなど、適正使用に努めます。
	文具類や事務機器、オフィス家具などについて、グリーン購入ガイドラインに基づき、環境に配慮した物品を調達します。
給湯	給湯時間の短縮に努めます。
	季節や気温に応じて、給湯温度の適正管理に努めます。

項目	内容
公用車の使用	エコドライブを実践します。
	近距離の移動には、自転車、徒歩等を利用します。
	遠距離の移動には、電車やバスを利用します。
	タイヤの空気圧やエアコンなどについて、日常点検を行います。
コピー用紙などの紙類	文書のペーパーレス化を徹底します。
	コピーや印刷を行う際は、両面印刷、裏紙使用を徹底します。また、印刷設定を確認し、ミスコピー・ミスプリントの防止に努めます。
	冊子類や資料などの適正部数の印刷に努めます。
その他	定期的に環境配慮に関する情報を職員に周知することで、意識啓発の徹底を図ります。
	省エネ行動やごみ削減、公共交通機関の活用等のデコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）を推進します。
	エレベーターの使用は必要最小限とし、階段の利用を推進します。
	施設、公用車などにおけるエネルギーの使用量・使用状況の変化を把握し、適切なエネルギー管理を行います。

## （２）グリーン購入の推進

備品や消耗品などを調達する際には、必要性を十分考慮して適正量を購入し、グリーン購入ガイドラインに基づき、環境物品等の優先的購入（グリーン購入）を推進します。

また、プラスチック製品の代替として、紙やバイオマスプラスチック等の再生可能（Renewable）な材料でできた製品を購入することにより、サーキュラーエコノミー\*に貢献します。

市が率先して、グリーン購入を実践することにより、地域のエネルギー消費や廃棄物の発生量を抑制するだけでなく、環境配慮型製品・サービスの普及につなげます。

## （３）２R＋Rの推進

公共施設から排出されるごみの減量に取り組みます。また、２R（リデュース、リユース）＋R（リサイクル）を推進し、ごみの再資源化と適正処理により、環境負荷の低減が着実に実行されるよう取り組みます。

## （４）公共施設における木材利用の推進

公共施設での木材利用を推進します。

また、木材の多様な活用方法を検討し、木材利用の割合のさらなる向上を図ることにより、二酸化炭素吸収源となる森林の健全育成や、木材への二酸化炭素の固定につなげます。

**基本方針5****気候変動適応策の推進****（1）自然災害対策の推進**

内水氾濫などによる被害軽減に向け、公共施設における雨水貯留・浸透施設の設置、透水性の高い舗装等による雨水の地下浸透、緑化による雨水流出抑制を推進します。

また、避難所等として指定している公共施設においては、災害時の非常用電源やエネルギー源として、太陽光発電設備や蓄電池、コージェネレーションシステム、電気自動車と建物が相互に電力のやり取りができるV2B\*等の導入を図り、災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの構築を図ります。

さらに、災害発生時においては、避難所等における衛生環境の確保のほか、災害廃棄物処理計画に基づき、がれき、し尿などの災害廃棄物の適正かつ円滑な処理に備えます。

**（2）健康被害対策の推進**

屋外で職務を遂行する際は、暑さ指数（WBGT）を事前に確認するなど、職員の熱中症予防意識を高めます。

また、公共施設の屋上・壁面の緑化やグリーンカーテンの普及など、ヒートアイランド現象の緩和に貢献する取り組みを推進します。

### 4-3 事務局の取組

事務局（環境対策課）は、削減目標やその取組の進行管理を行い、各部署・施設が円滑、かつ確実に地球温暖化対策を推進できるように支援します。

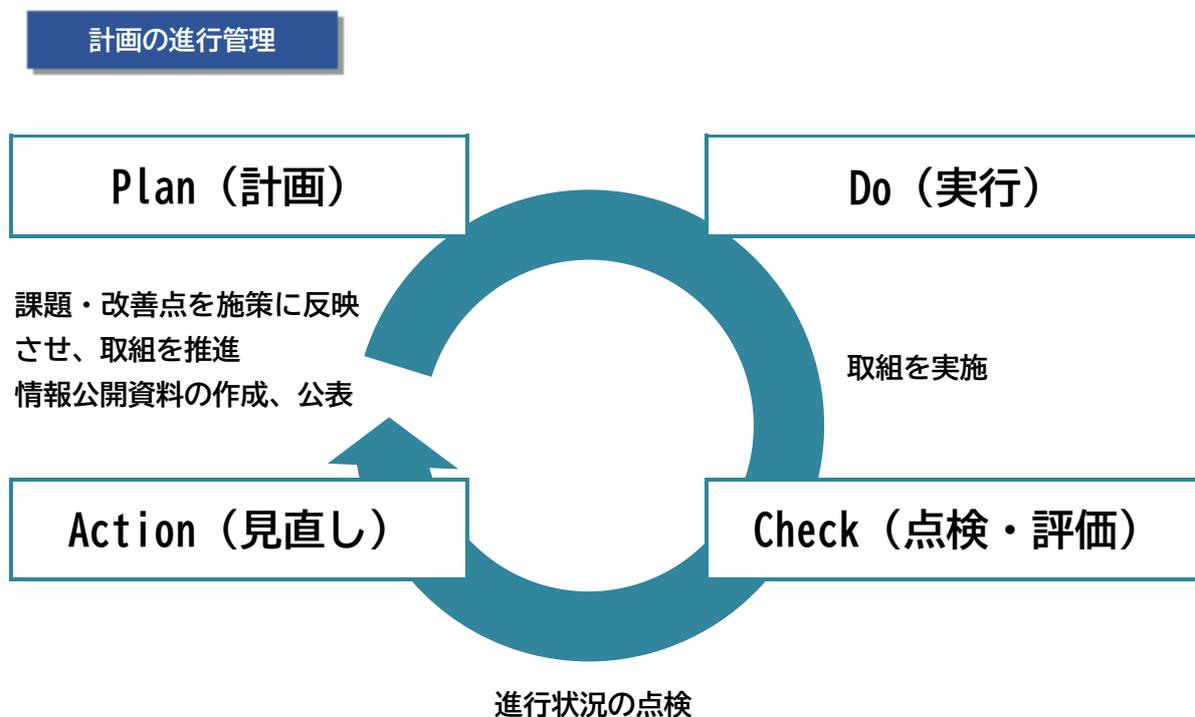
#### 事務局の取組

項目	内容
意識啓発	<ul style="list-style-type: none"><li>・「実行計画（事務事業編）」等の周知徹底</li><li>・職員の地球温暖化対策への意識の啓発</li><li>・「立川市カーボン・マネジメントシステム（TCM）」ガイドラインによる計画の進行管理</li></ul>
情報収集 情報提供	<ul style="list-style-type: none"><li>・設備機器の導入や運用改善等に関する各種補助事業等の情報収集及び情報提供</li><li>・省エネ診断や二酸化炭素削減診断等に関する情報収集及び情報提供</li><li>・エコチューニング等に関する情報収集及び情報提供</li></ul>
進行管理	<ul style="list-style-type: none"><li>・各施設等のエネルギーデータに基づく温室効果ガス排出量の算定、及び各種報告</li><li>・各施設の地球温暖化対策に関する取組の支援</li></ul>
情報公開	<ul style="list-style-type: none"><li>・取組結果の集計及び目標の達成状況の公表</li></ul>



## 5-2 進行管理

「実行計画（事務事業編）」を着実に推進し、実効性のあるものとするため、次のとおり、PDCA サイクルによる計画の進行管理を行います。



Check（点検・評価）においては、年度ごとに各課、各施設から提出されるエネルギー使用量のデータに基づき、事務局（環境対策課）が計画の進行状況等を点検・評価し、Action（見直し）で実績及び課題等と併せて公表します。さらに実績及び課題等の評価を踏まえた改善案を次のPlan（計画策定）へ盛り込み、継続的に改善を図ることで、温室効果ガス総排出量の削減目標の実現に努めます。

## 5-3 公表

「実行計画（事務事業編）」の毎年度の取組状況や目標の達成状況は、当該計画に記載した取組の進捗状況を整理し、立川市環境審議会で審議したのち、環境報告書（たちかわし環境ブック）で公表します。

## 参考資料

# 用語解説

あ行	
用語	説明
エコチューニング	エネルギーの使用状況等を詳細に分析し、軽微な投資で可能となる削減対策も含め、設備機器・システムを適切に運用することにより業務用等の建築物から排出される温室効果ガスの排出削減等を行うことをいう。

か行	
用語	説明
カーボンニュートラル (carbon neutrality)	二酸化炭素を始めとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いてゼロを達成することを意味する。
グリーン購入	製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。平成 13 (2001) 年に国等による環境物品等の調達推進等に関する法律 (グリーン購入法) が施行され、国等の機関にグリーン購入を義務づけるとともに、地方公共団体や事業者・国民にもグリーン購入に努めることを求めている。
グリーン電力証書	証書を購入することで、自然エネルギーによって発電されたグリーン電力を使用しているとみなす制度。
コージェネレーションシステム	熱源より電力と熱を生産し供給するシステムの総称であり、「コージェネ」あるいは「熱電併給」とも呼ばれる。 天然ガス、石油、LPガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収・利用することで省エネ効果が高くなるシステム。

さ行	
用語	説明
サーキュラーエコノミー	従来の 2R + R の取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化などを通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すもの。

さ行	
用語	説明
次世代自動車	運輸部門からの二酸化炭素削減のため、ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグイン・ハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車等を「次世代自動車」として政府が定め、2030年までに新車乗用車の5～7割を次世代自動車とする目標を掲げている。
自立・分散型エネルギーシステム	従来の大規模集中的な発電所に代わって、再生可能エネルギーを活用した小規模な発電システムを地域に分散して設置することで、地域が自立的に電力をまかなうシステムのこと。

た行	
用語	説明
脱炭素（社会）	地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量をなくして「ゼロ」にすること。また、それを目指す社会のこと。
地球温暖化対策計画	地球温暖化対策の推進に関する法律第8条に基づき、総合的かつ計画的に地球温暖化対策を推進するため、温室効果ガスの排出抑制・吸収の目標、事業者・国民等が講ずべき措置に関する具体的事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策等について国が定める計画。
地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）	平成10（1998年）に制定された地球温暖化による地球環境への深刻な影響を踏まえ、温室効果ガスの排出量削減と吸収作用の保全・強化を目的とした法律。地球温暖化対策に関する基本方針、地球温暖化対策に対する国、地方公共団体、事業者及び国民の責務、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度などが定められている。
デマンド制御	事業で使用する電力量の監視・調整を通じて消費電力量を計画的にコントロールする仕組みのこと。最大デマンド値（30分間の電力消費平均値）により電力の基本料金が決定されるため、デマンド制御することで、基本料金を低減することができる。
電力排出係数	電気事業者が販売した電力を発電するためにどれだけの二酸化炭素を排出したかを推し測る指標のこと。電気事業者ごとに火力発電の燃料や再生可能エネルギーの割合などに違いがあることから、電気事業者ごとに電力排出係数は異なる。

A～Z・数字

用語	説明
V2B (Vehicle to Building)	電気自動車（EV）に蓄えた電力を企業のオフィスや工場等に給電する技術のこと。利用するためにはV2B対応の電気自動車、電気自動車に蓄電している直流電力をオフィス等で使用可能な交流電力に変換するEV用パワーコンディショナーが必要となる。
ZEB (Net Zero Energy Building)	<p>Net Zero Energy Building の略称であり、ビルの断熱性・省エネ性能を上げるとともに、太陽光発電などでエネルギーを創ることにより、消費エネルギーの収支がプラスマイナス「ゼロ」となるビルのこと。</p> <p>現在、ZEBの実現・普及に向けて、ZEB、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Oriented の4段階に定義されている。</p>
2R+R	循環型社会を形成していくためのキーワードで、立川市では「Reduce（リデュース：排出抑制）」、「Reuse（リユース：再利用）」のごみの発生抑制の行動を基本とし、加えてごみとして排出されたものを再生利用する「Recycle（リサイクル：再生利用）」も重視すると定義している。